

奈良県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成二十三年十一月十日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適當と決定した。

なお、土地改良法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
葛城市長 山下 和弥	水と農地活用促進事業（ 頭首工） 八川地区	平成二十三年十一月二十一日から 同年十二月十二日まで
葛城市役所		